

兵庫県公報

平成18年9月28日

第2号外

発行人

兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

条 例

ページ

- 兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局議事課）…………… 1

公布された法令のあらまし

- 兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（条例第57号）

平成17年の国勢調査人口を基準とし、人口以外の社会的諸条件及び地域間の均衡を考慮して、兵庫県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数について所要の整備を行うこととした。

条 例

兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年9月28日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第57号

兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和41年兵庫県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条中「93人」を「92人」に改める。

第2条の表尼崎市の項中「8人」を「7人」に改め、同表川西市及び川辺郡の項中「2人」を「3人」に改め、同表美方郡の項中「2人」を「1人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。